労使会館利用団体の増加に対応するため、利用手続を一部変更しました。

皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

高崎市労使会館の利用手続について（令和８年７月）

登録申請について

高崎市労使会館をご利用いただくには、「利用団体登録」が必要です。
「利用登録申請書」をご記入のうえ、
（1）会館窓口
（2）ファクシミリ（027-322-5973）
（3）インターネットメール（info@takasaki-kinspo.com）
の方法により提出してください。

会議室等の利用申請について

会議室・多目的室・ホール・和室の利用申請については、利用日の３か月前から 14 日前までに「会議室等利用申請書」を提出してください。

体育館の利用申請について

体育館の利用申請については、以下のとおり申請期間を設定しています。
期間内に利用回数分の「体育館利用申請書」を提出してください。
利用日については「第１希望・第２希望・第３希望」を記載してください
※ 先着順ではありません
※ 利用日の決定については、後日「利用許可書」によりお知らせします

（申請受付期間）

体育館を利用したい月	申請受付期間
12 月・翌年１月	９月１日～10 日
翌年２月・３月	11 月１日～10 日
４月・５月	１月１日～10 日
６月・７月	３月１日～10 日
８月・９月	５月１日～10 日
10 月・11 月	７月１日～10 日